



# 鳥取県公報

令和5年3月28日（火）  
第9484号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（137）（福祉監査指導課）・・・2 特定計量器の定期検査の実施（138）（くらしの安心推進課）・・・2 令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （139）（漁業調整課）・・・2 令和5管理年度におけるするめいかの知事管理漁獲可能量（140）（〃）・・・2 河川法による工作物の保管（141）（中部総合事務所県土整備局）・・・3 指定居宅サービス事業者の指定（142）（西部総合事務所県民福祉局）・・・3
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集（17）・・・4
◇ 公 告	飼料の試験の結果の公表（畜産課）・・・4 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）（技術企画課）・・・4
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2件）（教育委員会事務局教育環境課）・・・5
◇ 雑 報	令和5年度危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施（消防防災課）・・・10

# 告 示

## 鳥取県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和5年2月19日

## 鳥取県告示第138号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
境港市	令和5年5月9日（火）	午前11時から午後3時 30分まで	境港市上道町3000 境港市役所
〃	令和5年5月12日（金）	〃	〃
〃	令和5年5月16日（火）	〃	〃
〃	令和5年5月19日（金）	〃	〃
〃	令和5年5月23日（火）	〃	〃

## 鳥取県告示第139号

令和4年鳥取県告示第144号（令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和5年2月28日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	15.8トン	13.8トン
	鳥取県その他漁業	0.5トン	2.5トン

## 鳥取県告示第140号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間をいう。）のするめいかの知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定により公表する。

令和5年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
鳥取県するめいか漁業	現行水準

**鳥取県告示第141号**

令和4年鳥取県告示第607号（河川法による工作物の撤去について）により撤去すべき旨を告示した次の工作物について、河川法（昭和39年法律第167号）第75条第4項の規定により保管したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

令和5年3月28日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

1 保管した工作物の種類、数量及び設置されていた場所

工作物の種類	数量	所在地
杭	15本	東伯郡湯梨浜町橋津71地先から同町赤池89-8地先まで（橋津川左岸）
梯子	5台	
その他の係留工作物	多数	東伯郡湯梨浜町橋津169-3地先から同町赤池108-1地先まで（橋津川右岸）

2 保管した工作物を除却した日時 令和5年2月13日（月）午前10時から同月25日（土）午後5時まで

3 保管を開始した日時 令和5年3月28日（火）午前9時

4 保管の場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉字南津13-1

5 引取り方法

(1) 引取り期間及び時間

令和5年3月28日（火）から同年9月27日（水）（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで。ただし、同年6月27日（火）までに工作物の引取りがない場合には、河川法第75条第6項又は第7項の規定に基づき、当該工作物を売却してその代金を保管し、又は当該工作物を廃棄することがある。

(2) 問合せ先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所県土整備局維持管理課

電話 0858-23-3216

(3) 引き取る時に必要な書類等

ア 身分証明書

イ 所有者、占有者その他当該物件について権原を有する者（以下「所有者等」という。）であることを証明できる書類

6 費用負担

河川法第75条第9項の規定により、工作物の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用は、所有者等の負担とする。

**鳥取県告示第142号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和5年3月28日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社あゆん企画	ヘルパーステーションあゆん	米子市博労町一丁目74	令和5年4月1日	訪問介護

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第17号

令和5年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和5年3月28日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

- 日時 令和5年4月4日（火） 午後3時
- 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 議題
  - 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における委員長が専決処分した事項について
  - その他

## 公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定に基づき、令和5年3月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

令和5年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

製造事業場の所在地及び名称	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験項目		違反の有無及び違反の内容
				かび毒	デオキシニバレノール及びゼアラレノン	
東伯郡琴浦町川東飼料組合	東伯郡琴浦町金屋大高谷22-83 川東飼料組合	TMR	令和4年7月	かび毒	デオキシニバレノール及びゼアラレノン	無

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 都市計画の種類及び名称
  - 岩美都市計画道路 3・5・3号大谷循環線
  - 岩美都市計画道路 3・5・4号大谷岩本線
  - 岩美都市計画道路 3・5・5号日野神社線
- 縦覧場所
  - 鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、北栄町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称  
北条都市計画下水道 北条町公共下水道（北条処理区）
- 2 縦覧場所  
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）

## 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調達内容

#### (1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立鳥取工業高等学校パソコン実習室1パソコン等 一式

#### (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

#### (3) 履行期間

##### ア 借入期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

##### イ 契約期間

契約締結日から令和10年9月29日まで

#### (4) 納入期限

令和5年8月31日（木）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

#### (5) 納入場所

入札説明書による。

#### (6) 入札書の記載方法等

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて、年度別の内訳金額を記載するとともに、課税業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

### 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

#### (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

#### (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和5年4月3日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

#### (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれ

の日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和5年3月28日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

### 3 契約担当部局

鳥取県立鳥取工業高等学校

### 4 入札手続等

- (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-1103 鳥取市生山111

鳥取県立鳥取工業高等学校

電話 0857-51-8011

電子メール toriko-h@mailk.torikyo.ed.jp

- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

- (3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和5年3月28日（火）から同年4月13日（木）までの日にインターネットの鳥取県立鳥取工業高等学校ホームページ（<https://www.torikyo.ed.jp/toriko-h/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

#### ア 交付期間及び交付時間

令和5年3月28日（火）から同年4月13日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時45分までの間とする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

#### イ 交付場所

(1)に同じ。

- (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

#### ア 日時

令和5年5月9日（火）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月8日（月）午後4時45分とする。

#### イ 場所

〒689-1103 鳥取市生山111

鳥取県立鳥取工業高等学校 小会議室

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和5年4月13日(木)正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: personal computers, 1 set

(2) April 13, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 9, 2023 10:00 AM: Time-limit for submission of tenders

(May 8, 2023 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice: Tottori Prefectural Tottori Technical High School 111 Shozan, Tottori-shi, Tottori 689-1103 Japan TEL: 0857-51-8011

---

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 借入物品の名称及び数量

鳥取県立鳥取工業高等学校シーケンス制御実習装置 一式

## (2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期間

## ア 借入期間

令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

## イ 契約期間

契約締結日から令和10年9月29日まで

## (4) 納入期限

令和5年8月31日（木）

なお、納入期限までに設置作業、初期設定等を完了し、使用可能な状態とすること。

## (5) 納入場所

入札説明書による。

## (6) 入札書の記載方法等

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする。併せて、年度別の内訳金額を記載するとともに、課税業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和5年4月3日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

## (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

## (5) 本件調達公告に示した物品を自社で所有し（令和5年3月28日以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であつて、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

## (6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

## 3 契約担当部局

鳥取県立鳥取工業高等学校

## 4 入札手続等

## (1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒689-1103 鳥取市生山111

鳥取県立鳥取工業高等学校

電話 0857-51-8011

電子メール toriko-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する担当部局

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和5年3月28日（火）から同年4月13日（木）までの日にインターネットの鳥取県立鳥取工業高等学校ホームページ (<https://www.torikyo.ed.jp/toriko-h/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和5年3月28日（火）から同年4月13日（木）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時45分までの間とする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和5年5月9日（火）午前10時15分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月8日（月）午後4時45分とする。

イ 場所

〒689-1103 鳥取市生山111

鳥取県立鳥取工業高等学校 小会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和5年4月13日（木）正午までに、郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、契約申込金額の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合におい

て、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

- (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

- (5) 手続における交渉の有無

無

- (6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Sequence control training devices, 1 set

- (2) April 13, 2023 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

- (3) May 9, 2023 10:15 AM: Time-limit for submission of tenders

(May 8, 2023 4:45 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

- (4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Technical High School 111 Shozan, Tottori-shi, Tottori 689-1103 Japan TEL : 0857-51-8011

**雑 報**

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の5第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和5年度危険物取扱者試験を、同法第17条の9第1項の規定に基づき鳥取県知事に代わって令和5年度消防設備士試験をそれぞれ次のとおり実施する。

令和5年3月28日

一般財団法人消防試験研究センター理事長 長谷川 彰 一

1 試験の種類等

- (1) 危険物取扱者試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場(予定)
第1回	甲種、乙種、丙種	令和5年6月11日(日)午前10時から	書面申請	令和5年4月10日(月)から同月20日(木)まで	鳥取県庁、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	令和5年4月7日(金)午前9時から同月17日(月)午後5時まで	
第2回	"	令和5年6月25日(日)午前10時から	書面申請	令和5年4月10日(月)から同月20日(木)まで	鳥取県立倉吉未来中心
			電子申請	令和5年4月7日(金)午前9	

				時から同月17日（月）午後5時まで	
第3回	"	令和5年10月15日（日）午前10時から	書面申請	令和5年8月14日（月）から同月24日（木）まで	鳥取県庁
			電子申請	令和5年8月11日（金）午前9時から同月21日（月）午後5時まで	
第4回	"	令和5年10月22日（日）午前10時から	書面申請	令和5年8月14日（月）から同月24日（木）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和5年8月11日（金）午前9時から同月21日（月）午後5時まで	
第5回	"	令和6年3月10日（日）午前10時から	書面申請	令和6年1月9日（火）から同月18日（木）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和6年1月6日（土）午前9時から同月15日（月）午後5時まで	
第6回	"	令和6年3月17日（日）午前10時から	書面申請	令和6年1月9日（火）から同月18日（木）まで	鳥取県庁、鳥取県立米子コンベンションセンター、鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）
			電子申請	令和6年1月6日（土）午前9時から同月15日（月）午後5時まで	

(2) 消防設備士試験

区分	試験の種類	試験の実施日時	受験願書受付期間		試験会場（予定）
第1回	甲種、乙種	令和5年7月23日（日）午前9時40分から	書面申請	令和5年5月15日（月）から同月25日（木）まで	鳥取県立倉吉体育文化会館
			電子申請	令和5年5月12日（金）午前9時から同月22日（月）午後5時まで	
第2回	"	令和5年11月12日（日）午前9時40分から	書面申請	令和5年9月4日（月）から同月14日（木）まで	鳥取県庁、鳥取県立米子コンベンションセンター
			電子申請	令和5年9月1日（金）午前9時から同月11日（月）午後5時まで	

2 受験願書申請先

(1) 書面申請

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によることとし、郵送の場合は各試験ごとの受験願書受付期間の末日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

(2) 電子申請

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ (<https://www.shoubo-shiken.or.jp>)

3 試験実施場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁

倉吉市駄経寺町212-5 鳥取県立倉吉未来中心

倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館  
米子市末広町294 鳥取県立米子コンベンションセンター  
米子市古豊千520 鳥取職業能力開発促進センター米子訓練センター（ポリテクセンター米子）

#### 4 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、以下のとおりとし、所定の方法により納付すること。

##### (1) 危険物取扱者試験

ア 甲種 6,600 円

イ 乙種 4,600 円

ウ 丙種 3,700 円

##### (2) 消防設備士試験

ア 甲種 5,700 円

イ 乙種 3,800 円

#### 5 問合せ先

##### (1) 試験の詳細に関すること

一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部

電話 0857-26-8389（平日午前9時から午後5時まで）

ファクシミリ 0857-24-1052

##### (2) 電子申請に関すること

一般財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000（有料）（平日午前9時から午後5時まで）

#### 6 その他

(1) 受験願書の用紙は、一般財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県危機管理局消防防災課並びに各消防局内の各地区危険物保安協会及び防火安全協会において交付する。

(2) 試験の実施日時及び場所は、変更することがあるので受験票を確認すること。

(3) 1に掲げる試験以外に試験を実施する場合は、決定次第公示する。